

平成 2 9 年 度
津 山 市 農 業 委 員 会
(1 0 月 定 例 会 議 事 録)

平成29年10月 10日(火) 13時30分～
津山市役所 2F 202会議室
津山市農業委員会定例会を招集する。

委員定数19名

出 席 委 員 (19名)

- | | | | |
|-----------|-----------|-----------|-----------|
| 1. 日笠 治郎 | 2. 太田 裕恭 | 3. 池田 幸正 | 4. 井家上 淑子 |
| 5. 小串 典介 | 6. 竹内 隆一 | 7. 尾島 宏明 | 8. 小島 仁太郎 |
| 9. 岡田 成子 | 10. 松尾 治 | 11. 山下 英男 | 12. 三谷 智子 |
| 13. 仁木 紹祐 | 14. 長森 健樹 | 15. 高山 一英 | 16. 植本 幸男 |
| 17. 筒塩 清美 | 18. 大山 正志 | 19. 大塚 毅 | |

欠 席 委 員 (0名)

事 務 局 (10名)

| | | | |
|-------|-------|-------|-------|
| 松田 局長 | 松岡 次長 | 宮野 主任 | 藤原 主任 |
| 杉井 主事 | 都井 主事 | 流郷 主査 | 小椋 主任 |
| 池上 主任 | 安藤 主査 | | |

議 事

- 議案第43号 農地法第3条の規定による許可申請承認について
(委員会処分)
- 議案第44号 農地法第4条の規定による許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第45号 農地法第5条の規定による許可申請承認について
(市長処分)
- 議案第46号 農地転用事業計画変更承認について
(市長処分)
- 議案第47号 非農地証明願承認について

- 議案第48号 耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断に
ついて
- 議案第49号 農用地利用集積計画の承認について

- 議案第50号 農用地利用集積計画の承認について
(農地中間管理権の取得)
- 報告第12号 農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について

- 報告第13号 農地転用届出書の受理について

その他

議 事 録

別 紙 の 通 り

(13:30～)

- 事務局 局長 定刻となりましたので、只今から平成29年10月の津山市農業委員会定例会を開会いたします。本日は、委員19名中19名のご出席を頂いており、全委員の過半数を超えておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により本会は成立いたします。それでは、津山市農業委員会総会会議規則第6条の規定により、以降の議事進行は、日笠会長にお願いいたします。
- 日笠 会長 はい。皆さんご苦労さまでございます。今日もいい天気になりましたが、皆様残っておる稲刈りなど気を付けてしてください。それでは議事録署名人を私の方から指名させていただきます。9番岡田委員さん、10番松尾委員さん、よろしく願います。それでは議案の前に、小串委員から質問があるそうですので、願います。
- 小串 委員 はい。今日の議案の審査にあたってですね、気になったことがあったので質問をさせていただきます。当事者の名前についてなんですが、難しい字を使ってあったり、簡単な字をつかってあったりで統一がされてないので、これはどうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。32ページ、5-7の今井の今の字と、37ページの備考欄の今井さんの今の字が違うんですね。それで、当事者の書き方であるとか、住所の書き方がどうなっているのかというのをお聞きしたいと思います。
- 事務局（津山） 今の小串委員から頂いた質問について、私の方から説明をさせていただきます。議案の、貸付人借受人の欄に記載されるお名前、住所については農家台帳システムから吸い上げたものがそのまま反映される仕様となっております。ですので、農地台帳システム上の、住基データと突合したお名前がそのまま記載されますので、例えば高山さんの梯子高などが、そのまま記載されるようになっております。備考欄についてですが、この欄については事務局の手入力で記入をさせて頂いている場所になります。どうしても旧字体が反映しにくい欄になりますので、簡単な字を使わせて頂いております。議案上の審議につきましては、影響が無い範囲となりますので、ご了承を頂けたらと思います。
- 日笠 会長 これはどうしても農家台帳から出しておるので、違う字が出てしまいますということです。これでよろしいか。
- 小串 委員 はい、ありがとうございます。
- 日笠 会長 まあ吉村さんの吉という字も、上が長いか下が長いかで違う字じゃあ言うてわからんのがあるのです。判断がつきにくいと思いますが、よろしく願います。
- 太田 代理 山崎さんの崎が立つの崎か大の崎かで違う言われる人もいます。角田の角いう字が、下に突き出る字じゃあと言われて、これは違う人じゃあと言われる人もおるんですが、今のパソコンじゃあどうしても出てこんので、勘弁してください。
- 日笠 会長 そういうことで我慢してください。よろしく願います。それでは議案に入らせて頂きます。議案第43号農地法第3条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。
- 事務局（津山） 失礼します。議案の説明の前に議案の修正を1ヶ所願います。1-4の譲渡人の住所が河辺1790番地となっておりますが、こちらを岡山市北区富田町二丁目4番17号へ訂正をお願いします。1-4の譲渡人の住所が河辺1790番地となっておりますが、こちらを岡山市北区富田町二丁目4番17号へ訂正をお願いします。
- それでは改めまして、議案第43号の説明をいたします。今回、津山地区から5件、加茂地区から1件、勝北地区2件久米地区から2件の計10件の申請です。議案書のページで申しますと、1ページから3ページです。それでは、議案書をもとに説明します。
- 1-1についてですが、高野本郷の72歳の男性から、同じく高野本郷の63歳会社員の男性への、贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-2についてですが、海老名市の58歳の男性から、野村の72歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-3についてですが、福山市の60歳の男性から、加茂町公郷の62歳市議会議員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-4についてですが、岡山市の相続財産管理人である弁護士から河辺の59歳社員の男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、1-5についてですが、上横野の58歳の女性から、同じく上横野の65歳農業を営む男性への、増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

津山地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (加 茂)

はい、ありがとうございました。続いて加茂。

続きまして、加茂地区分を議案書をもとに説明します。

2-1ですが、南新座の破産管財人の弁護士男性から、加茂町公郷の68歳、会社社員の男性への増反による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細については別紙調査書のとおりです。

加茂地区からの説明は以上です。

日 笠 会 長
事 務 局 (勝 北)

はい、ありがとうございました。続いて勝北。

それでは勝北地区の説明をいたします。

4-1についてですが、鹿児島県鹿屋市にお住まいの73歳無職の女性から、安井にお住まいの71歳農業を営む女性への増反による所有権移転です。

譲受人の取得後の経営農地の合計は、下限面積30aを満たしていませんが、今回、申請のあった土地は、譲渡人の田の端に位置しており、もともと不整形で耕作しにくかった場所を分筆したもので、譲受人の畑と隣接しており、譲受人が一体として耕作の方が効率的に利用出来る形状であることから、農地法施行令第2条「農地又は採草放牧地の権利移動の不許可の例外」のうち、第3項第3号の規定「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地又は採草放牧地と一体として利用しなければ利用することが困難と認められる農地又は採草放牧地につき当該隣接する農地又は採草放牧地を現に耕作又は養畜の事業に供している者が権利を取得すること。」に該当し農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

続きまして、4-2についてですが、上野田にお住まいの87歳無職の女性から、同所にお住まいの25歳社員の男性への親族間贈与による所有権移転です。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりです。

勝北地区分の説明は以上です。

日 笠 会 長
小 島 委 員

はい、ありがとうございました。一応ここで切って、地元委員さんの説明をお願いします。

8番小島です。1-1、場所は高野小学校の東へ約800mの所です。本人も一生懸命されるといふことで、よろしくお願ひします。

| | |
|--------------------------|--|
| | 1-2ですけど、野村のローソンの前側です。本人も一生懸命やるということで、お願いします。 |
| | 1-3は、高野駅から東へ1.5kmほど行った所の田んぼの真ん中です。本人も一生懸命やるということで、よろしくお願いします。 |
| 日 笠 会 長 井 家 上 委 員 | はい、ありがとうございました。次、4区。 4番井家上です。国道53号線ナンバのあたりから、南へ行った所です。この件ですが、2076-1というのが、申請を出された当時には資材置場になっている所がかなりありました。地元の中村委員さんが指導をして下さりまして、全部撤去されて、畑にしっかり戻っていると報告がありました。私の方も先日現地を確認しましたが、間違いないと思います。よろしくお願いします。 |
| 日 笠 会 長 長 森 委 員 | はい、ありがとうございました。次、5区。 14番長森です。1-5でございますけど、この方は梨園をされておまして、当該農地は数年前から雑草繁茂をしておるんですが、先ほど言いました通り梨園をされている方で、すぐに水稻作付をするわけではないということですが、所有権移転が終わった後に、速やかに除草管理をするように指導しております。問題ないと思います。 |
| 日 笠 会 長 竹 内 委 員 | はい、ありがとうございました。次、2-1。 はい、6番竹内です。2-1でございますが、この方は農業をしっかり頑張っておられますので問題ないと思います。 |
| 日 笠 会 長 松 尾 委 員 | はい、ありがとうございました。次、7区。 10番松尾です。4-1ですが、ここは家の前で、前から畑をされてる所なので問題ないと思います。 |
| 日 笠 会 長 | 4-2ですが、特に問題はないと思います、よろしくお願いします。 |
| 日 笠 会 長 | はい、ありがとうございました。今議案第43号の4-2までについて事務局並びに地元委員の説明がありました。何かありませんか。よろしいか。 |
| * 日 笠 会 長 | よろしい。 |
| * 日 笠 会 長 | それでは、賛成の方は挙手でお願いします。 |
| * 日 笠 会 長 | 《 多数、挙手 》 |
| * 日 笠 会 長 | はい、賛成多数ということでありがとうございます。 |
| * 日 笠 会 長 | 《 植本委員 退室 》 |
| 日 笠 会 長 事 務 局 (久 米) | 続いて久米。 続きまして、久米地区分を、議案書をもとに説明をさせていただきます。 |
| | 5-1は加茂町青柳の60歳パートの女性から、神代の63歳農業を営む男性への増反による所有権移転でございます。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。 |
| | はい、ありがとうございました。それでは、地元委員さんの説明をお願いします。8区。 |
| 筒 塩 委 員 | 17番筒塩でございます。5-1ですが、10月5日に現地を見に行きました。現状に問題はなく、受け人の方も信頼の厚い方ですので問題ないと思います。 |
| 日 笠 会 長 | はい、ありがとうございました。今議案第43号の5-1について事務局並びに地元委員の説明がありました。何かあります。ありませんか。 |
| * 日 笠 会 長 | ありません。 |
| * 日 笠 会 長 | それでは、賛成の方は挙手でお願いします。 |
| * 日 笠 会 長 | 《 多数、挙手 》 |
| * 日 笠 会 長 | 賛成多数ということでありがとうございます。 |
| * 日 笠 会 長 | 《 植本委員 入室 》 |
| 日 笠 会 長 事 務 局 (久 米) | 続いて事務局お願いします。 はい。続きまして、5-2は高槻市の59歳会社員の女性から、戸脇の親子であ |

る60歳及び20歳の農業を志す男性へ持分2分の1ずつの新規就農による所有権移転でございます。新規就農であることから、営農計画書の提出と、計画どおりに農業に取り組む旨の誓約書の添付を受けております。農地法第3条第2項各号の「許可をすることが出来ない事項」には該当していないため、許可要件は全て満たしていると考えられます。詳細は、別紙調査書のとおりでございます。

議案第43号の説明は以上でございます。

日笠会長 はい、ありがとうございます。それでは、地元委員さんの説明をお願いします。

太田委員 2番太田です。新規就農ですので、地域でも頑張ってもらいたいとなっております。名古屋から引っ越してこられて、農業を始められると聞いております。若い方と一緒にされると聞いておるので大丈夫かなと思っております。田んぼは、圃場整備が無い場所もあるので、地元町内会や周辺の人達の支援をもらいながらしなさいよと、電話なり会ってなりで話をしております。

日笠会長 はい、ありがとうございます。今議案第43号5-2について事務局並びに地元委員の説明がありましたが、みなさん何かありませんか。よろしいか。

*

日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

*

《 多数、挙手 》

日笠会長 はい、賛成多数という事でございます。議案第44号農地法第4条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山）

議案の説明の前に、訂正をお願いします。4ページ、1-1につきまして、取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-1が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。

改めまして、議案第44号の説明をいたします。今回、津山地区から2件のみの申請です。議案書のページは、4ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-2番・高尾の畑、601㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力38.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、高尾にお住いの62歳会社員の男性です。現在、委託して草刈りをしてもらっており、将来的に後継者もないことから、将来の生活のために申請地を太陽光発電施設に転用するものです。転用にあたり、境界部分にはブロックを積んで雨水を自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。土地改良区には未所属です。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないとのことから転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして、1-3番・上田邑の畑、400㎡、追認案件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は、上田邑にお住いの62歳農業の男性です。隣接の自宅に車の乗り入れが出来ないことから、申請地を駐車場として利用していましたが、地元委員の指導により、被害防除施設を施工するものです。転用にあたり、駐車場路面は砂利敷きとし、雨水排水については、敷地内に水抜き暗渠配水管を埋設し、既存の排水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっております。見内町内会から、排水同意書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

議案第44号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございます。それでは現地調査の説明ですが、1-2、高尾については僕と推進委員の方で行って見ました。問題ないと思いますので、よろし

池田委員 お願いします。次、1-3をお願いします。

日笠会長 3番池田です。これは前からしてしまった分で、追認ですけども、間違いありません。よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今議案第44号に対して事務局並びに現地調査の説明がありましたが、皆さんこれに対して何かありますか。

* 日笠会長 ありません。

* 日笠会長 ありませんか。

* 日笠会長 はい。

* 日笠会長 それでは、無い様でしたら、賛成の方は挙手でお願いします。

* 日笠会長 << 多数、挙手 >>

日笠会長 はい、賛成多数という事でありありがとうございます。

事務局（津山） 議案第45号農地法第5条の規定による許可申請承認について上程します。事務局説明願います。

議案の説明の前に、議案書の訂正をお願いします。5ページ、1-2につきまして、下段の大田354番が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。繰り返します。1-2下段の大田354番が取下げられましたので、議案からの削除をお願いします。それに伴いまして、下段の面積についても、修正をお願いします。畑1筆962㎡を削除、計2筆を1筆に、横の面積と施設面積1,905㎡を943㎡に修正をお願いします。繰り返します。畑1筆962㎡を削除、計2筆を1筆に、横の面積とお名前の右の施設面積の1,905㎡を943㎡に修正をお願いします。

改めまして、議案第45号の説明をいたします。今回、津山地区から所有権移転5件、使用貸借権設定2件、勝北地区から所有権移転1件の計8件の申請です。議案書のページは、5ページから7ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1番・小田中の畑、430㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、露天駐車場です。転用事業者は川崎に主たる事務所を置く資産の総額約39億円の社会福祉法人で、主な事業は社会福祉事業です。転用にあたり、周囲の土地より低い申請地の形状を利用し土砂の流出を防ぎ、雨水排水については、敷地内に傾斜を設け既存の溜桝に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。西新座東町内会から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

続きまして1-2番・大田の田、943㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は発電出力49.5kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、美作市にお住まいの68歳会社員の女性です。父親が高齢となり、耕作が出来なくなったため、将来の生活も考え、申請地を太陽光発電施設として転用するものです。転用にあたり、周囲の土地より一段低い申請地の形状を利用し土砂の流出を防ぎ、雨水排水については、既存の水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から、差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見ても問題ないものと考えます。

日笠会長 はい、ありがとうございました。一旦ここで切らせてもろうて、1-1、1-2について皆さんの意見を聞きたいと思います。

大山委員 18番大山です。1-1については、先ほどの事務局の説明の通り、問題ないと思います。

1-2につきましては、大田の太陽光発電になりますが、本人が近隣の方にまだ説明もまだしてないし、4軒ほど隣り合った民家があるんですが、騒音、あるいは反射等がどうなるのか気になるので、意見として農業委員会で伝える場があれば報

日 笠 会 長 告してくださいと、相談がありましたので、ここで報告させていただきます。

池 田 委 員 今説明がありました通り、1-1については問題ないかもしれませんが、1-2についてはどうでしょうか。

井 家 上 委 員 現地が反対しておるのに農業委員会がええと言うてええもんじゃろうか。難しいと思うで。

日 笠 会 長 本人さんがそういうことはしっかり説明しとかんといけんわな。

日 笠 会 長 皆さん意見があると思うんで、一旦休憩を取って、意見をまとめてから話をしようと思います。それではしばらく休憩で。

*
日 笠 会 長 < 休憩 >

日 笠 会 長 はい、それでは再開させていただきます。

小 串 委 員 3種農地ということもあって、不許可と言うことにはならないと思うんですが、地元の農業委員と推進委員で調整をしてもらわないといけんでしょうな。

太 田 代 理 条件を許可に係らしめることは出来ないでしょう。許可にして、農業委員と推進委員で調整をして、説明の機会を設けてくださいと要望することは出来ますけれども、法的に許可に条件を付けることは出来ないんですよ。それをしなかったら許可の効力が発生しないということになるんで、そういうことは出来ない。許可にして、このようにされるのが望ましいという要望を出すことは出来ると思いますが。

大 塚 委 員 今、隣地の承諾はしてはいけないということになつていきますから、本人からの説明っていうのはまた別だと思えますけど。

池 田 委 員 要望を書くにしても、今までの事案については特に要望書を出すこともなく、すんなり通ってきたわけでしょう。太陽光っていうのはこれからもいっぱいあると思えますけど、この件だけ要望書っていうものを出したら、他はええんかいうことになって、どんどん太陽光も何にも出来なくなるんで。それはいけんと思うんです。

大 塚 委 員 太陽光発電は影響が出てくるという問題になつてんすわ。

太 田 委 員 そこまで考えての許可っていうのは、今の農業委員会には求められて無いでしょう。要望付きとかいう例を作つたらだめだと思えますよ。そんなことをするんだつたら条件不明瞭で不許可にしたほうがええと思えます。許可にして、内々の相談で、まあ説明の場を設けるとかを地元の委員さんと決めてしてもらった方がええと思えます。書類とか、要望書とか、文書にしたらいけんと思うんです。

日 笠 会 長 許可書を取りに来た時に、口頭でええから、こういうことを言われてますっていうのを伝えてもらったらええと思えます。説明をして、地域の人と話してくださいって伝えましょう。そこでどうしても地域の人とこじれるようだったら、許可の取消しなりをしてもらったらええんじゃないかと思えます。

大 山 委 員 じゃあ、許可として、地元の農業委員さん推進委員さんから指導をお願いしますということで、いいでしょうか。

日 笠 会 長 それでお願いしたいと思います。こういう意見がありますよと伝えてもらって。

*
日 笠 会 長 それでは文章でなくて、そういう指導をしていただくということで、よろしいか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日 笠 会 長 < 多数、挙手 >

*
日 笠 会 長 はい、賛成多数ということでありがとうございます。

*
事務局（津山） < 大山委員 退室 >

続きまして、1-3番・大田の田、707㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造平屋建て全高5.4m程度の居宅1棟と進入路で、建蔽率は25%です。転用事業者は、林田にお住まいの41歳会社員の男性です。現在、アパートで生活していますが、将来のことを考え、父親の土地を借り受け、専用住宅を建築するとともに、奥側の農地への進入路もかねた進入路を造成す

るため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、コンクリートブロック擁壁、水路及び法面工により対処し、雨水排水については、敷地内に排水施設を設け、隣接する既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設置して既存水路に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出と、使用貸借契約書の写しの添付を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見

日 笠 会 長

はい、ありがとうございます。これについては問題ないと聞いております。どうでしょうか。何かありますか。

*

日 笠 会 長

ありません。

それでは、賛成の方は挙手をお願いします。

*

日 笠 会 長

《 多数、挙手 》

賛成多数ということでありありがとうございます。

*

事務局（津山）

《 大山委員 入室 》

続きまして、1-4 沼の田、586㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、都市計画用途地域内であり、第3種と判断しています。転用目的は、共同住宅用地で、施設の概要は、軽量鉄骨2階建て全高6.2m程度のアパート1棟で、建蔽率は33%です。転用事業者は、勝央町にお住まいの36歳会社員の男性で、申請地でアパート経営をするため転用するものです。転用にあたり、境界部分については、擁壁を設け、雨水排水は、溜桝を通じて既存の水路に流し、生活雑排水については、下水道に接続するなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。昭和池土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。第3種農地であり、転用目的は農地区分から見問題ないものと考えます。

続きまして、1-5 野村の田、9.07㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、排水路です。転用事業者は、山方にお住まいの32歳会社員の男性です。隣接する自己所有の土地に居宅を建築することになり、生活雑排水を既存の水路に流すための排水路を設置するため転用するものです。転用にあたっては、盛土により幅40cmの畔を作り、その中に20cmのフリュームを設置することで土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。他に代替地もないとのことであり、転用目的は農地区分から見問題ないものと考えます。

続きまして、1-6 番・野村の田、518㎡の内45.46㎡、使用貸借権設定の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、先ほどの1-5番で設置する排水路の設置工事の作業場として使用するための一時転用で、期間は平成29年11月1日から30日までです。転用事業者は、先ほどの1-5番と同じ男性です。転用にあたっては、鉄板を敷くことで、田面への影響を最低限に抑える計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提出を受けております。隣接地工事のための一時転用であり、転用目的は農地区分から見問題ないものと考えます。

続きまして、1-7 番・押入の田、495㎡、所有権移転の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は、一般住宅用地で、施設の概要は、木造2階建て全高6.7m程度の居宅1棟とカーポート1棟で、建蔽率は26%です。転用事業者は、岡山市にお住いの37歳の主婦です。現在、借家で生活しており、父親が所有する申請地を譲り受け、居宅を建築するため転用するものです。転用にあたり、境界部分については擁壁を設置し、雨水排水については、溜桝を設け、既存の水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。加茂川土地改良区から差し支えない旨の意見書の提

出を受けております。集落に接続した位置であり、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

津山地区分の説明は以上です。

事務局（勝北） 続きまして勝北地区分の説明をいたします。4-1・大吉の田、933㎡、所有権移転の件です。農地区分については第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用目的は太陽光発電施設で、施設の概要は、発電出力4.7kW程度の太陽光発電施設1施設です。転用事業者は、大吉にお住まいの24歳看護師の女性です。当該地は、転用事業者の父が管理していましたが、病気により管理出来なくなったため、譲り受け、太陽光発電施設として管理するため転用するものです。転用にあたり、天板は重機により転圧し、防草シートを敷き、境界についてはコンクリート擁壁を設置し、雨水については自然浸透させるなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。土地改良区には未所属です。他の土地も検討しましたが、向きや面積、日照条件などにより、他に代替地もないことから、転用目的は農地区分から見て問題ないものと考えます。

議案第45号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。続いて現地の意見を地元の農業委員さんからお願いします。

大山委員 18番大山です。1-4についてですが、現地は沼の住宅地の中でございますので、先ほど事務局から説明がありました通り問題ないと思います。以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

小島委員 8番小島です。1-6について、成名郵便局の北へ約300m行った場所ですが、水路をつけるための工事で問題ないと思います。

1-7ですけど、これは親子間で土地を渡して家を建てるということで、問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

尾島委員 7番尾島です。4-1について説明します。これは以前1度出された後に取り下げられた案件です。今回は本当にすると確認をとっております。場所も問題なく、特に問題ないと思います。

日笠会長 はい、ありがとうございました。今、議案45号に対して事務局並びに現地の意見がありました。皆さん何かありませんか。賛成でよろしいか。

* はい。

日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

* < 多数、挙手 >

日笠会長 はい、賛成多数という事でありがとうございます。

議案第46号農地転用事業計画変更承認について上程します。事務局説明願います。

事務局（津山） それでは、議案第46号の説明をいたします。今回、津山地区からの1件のみです。議案書のページで申しますと、8ページです。それでは、議案書をもとに説明します。

1-1・八出の雑種地2,498㎡の件についてです。農地区分は、第1種、第3種に該当しないため、第2種と判断しています。転用事業者は、八出に本店を置く資本金の額1,000万円の株式会社です。平成27年7月29日付けで農地法第5条の規定に基づく転用許可を受け、所有権移転登記、雑種地への地目変更登記まで完了しています。当初の事業計画では、露天駐車場及び露天資材置場として2筆を転用するとのことであり、現在は、事業計画通り利用していますが、この度事業拡大のため、工場を新築することとなり、周辺に用地の取得を試みたものの、合意に至らなかったため、転用目的を一部変更し、1筆に工場を建設することとしたものです。計画変更にあたり、既存の擁壁を利用し土砂の流出を防ぎ、雨水は敷地内に勾配を設け既存水路に流し、生活雑排水については、合併浄化槽を設けて既存水路に

流すなど、土砂流出等周囲への悪影響を未然に防止する計画となっています。他に代替地もないとのことであり、周辺地域の農業等に及ぼす影響も変更前に比べ同程度であると認められることから、事業計画の変更は問題ないものと考えます。

議案第46号の説明は以上です。

日笠会長 はい、ありがとうございました。これは私と、地元の推進委員さんで見に行きましたが、駐車場で使うとしておったのを変更して工場にしたいということで、問題ないと思います。議案第46号に対して、皆さん何かありませんか。

* ありません。

日笠会長 それでは、賛成の方は挙手でお願いします。

* 《 多数、挙手 》

日笠会長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

議案47号非農地証明願承認について上程します。筆頭者の方から説明をお願いします。

高山委員 15番高山です。1-1から1-4まで続けて報告します。

1-1についてですが、これは当初から問題があったのですが、分筆をして、解決をしたので、上がっております。

1-2、1-3、1-4については、現状が書いてある通りで、どうしようもないとのことです。よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

小島委員 8番小島です。1-5を説明します。高野駅から東へ行った所で、昭和の半ば頃にしてしまったということです。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次、1-6ですが私と推進委員さんで見に行きました。前に牛を飼っておった牛舎が駐車場になってしまっているということで、よろしくをお願いします。次。

井家上委員 4番井家上です。1-7から1-9まで説明をいたします。

1-7ですが、推進委員さんと現地を見に行きました。実は家を貸しておられたんですが、それが全焼しまして、その土台だけが農地の中にはみ出して残っているという状況なのを確認しました。

1-8ですが、亡くなられたお父さんが、自宅に入る道が狭いので広くしたということです。庭木も植えたり、田舎ですから外のトイレが必要だということで、外トイレも作ってしまったということです。

1-9、これも昭和40年頃に、家に入る進入路を作ってしまったということです。よろしくをお願いします

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

池田委員 3番池田です。これは家のふちです。昔牛舎があったのを、家にしてしまったということです、よろしくをお願いします。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

山下委員 11番山下です。2-1、2-2ですが、これは議案書に書いてある通り仕方ないと思います。

2-3ですけれども、牛舎だったんですけれども、今は使われず荒れてしまっております。

2-4はずっと前から駐車場の一部として使っているということです。

日笠会長 はい、ありがとうございました。次。

松尾委員 10番松尾です。4-1、宅地にしてしまったということで、現地確認をして、特に問題ないと思います。

4-2ですが、これも宅地の横に駐車場がある状態で、問題ないと思います。

植本委員 16番植本です。5-1につきましては、議案書にも書いてありますが、宅地への進入路、そして庭として昭和49年頃にしてしまったということです。

5-2につきましては、平成4年頃、土地の交換をしたときに、変更を忘れてい

たということで、仕方ないと思います。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。以上、47号に対して筆頭者からの説明がありましたが、承認いただけますか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

池 田 委 員 議案第48号耕作放棄地に係る農地法第2条第1項の「農地」に該当するか否かの判断について上程します。現地の説明をお願いします。

松 尾 委 員 3番池田です。これは昔、区画整理したときの溝で、畦畔のようになってしまってます。山になってしまっています。

日 笠 会 長 4-1、4-2についてです。これは木が生えてしまって山になってしまって、所有者も年寄りでどうしようもなくなってしまったということです。

*
日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。以上48号に対して筆頭者からの説明がありましたが、承認いただけますか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山） 議案第49号農用地利用集積計画の承認について説明して下さい。

議案の説明の前に、修正をお願いします。19ページ、2-1、加茂町宇野の件ですが、右の方を見て頂くと「米60kg」と書いてあります。今回申請の2筆で米60kgの借賃となりますので、「円/筆」と書いてあります「筆」の前に「2」と記入をお願いいたします。2-1、借賃の欄の「円/筆」を「円/2筆」と修正してください。

改めまして、議案第49号 農用地利用集積計画の承認について、説明いたします。議案書のページは、15ページから34ページです。今回の利用権設定は、貸借によるものが津山地区7件、加茂地区4件、阿波地区2件、勝北地区10件、久米地区11件の計34件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第49号の説明は以上です。

日 笠 会 長 はい、ありがとうございました。49号について、承認いただけますか。

*
日 笠 会 長 はい。

*
日 笠 会 長 はい、賛成の方は挙手でお願いします。

*
日 笠 会 長 ≪ 多数、挙手 ≫

日 笠 会 長 はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。

事務局（津山） 議案第50号農用地利用集積計画の承認について説明して下さい。

議案の説明の前に、修正をお願いします。41ページ、1-48が取下げられましたので、削除をお願いします。41ページ、1-48が取下げられましたので、削除をお願いします。

改めまして、議案第50号 農用地利用集積計画の承認について（農地中間管理権の取得）を説明いたします。議案書のページは、35ページから46ページです。これは、農地中間管理機構として指定された岡山県農林漁業担い手育成財団が行う農地中間管理事業による農地中間管理権の取得によるもので、46ページの最後に書いてありますが、全ての農地の受人は岡山県農林漁業担い手育成財団です。今回、農地中間管理権の取得をするのは、津山地区72件、加茂地区14件、勝北地区5件、久米地区10件の計101件です。以上、農用地利用集積計画の内容は、経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えられます。議案第50号の説明は以上です。

| | |
|---------|--|
| 日 笠 会 長 | はい、これは中間管理機構に預けるのですが、承認いただけますか。 |
| ＊ | はい。 |
| 日 笠 会 長 | はい、賛成の方は挙手でお願いします。 |
| ＊ | 《 多数、挙手 》 |
| 日 笠 会 長 | はい、賛成多数という事で、ありがとうございます。 報告第12号3条の3第1項の規定による届出書の受理について説明して下さい。 |
| 事務局（津山） | 報告第12号について説明します。議案書のページは47ページです。今回は、相続によるものが3件20筆となっております。1-1につきましては現況が一部無断転用並びに、雑草繁茂の農地がありましたので、適正な手続き、管理を行うよう通知しております。その他詳細は議案書のとおりです。報告第12号の説明は以上です。 |
| 日 笠 会 長 | はい、ありがとうございました。報告第13号農地転用届出書の受理について説明して下さい。 |
| 事務局（津山） | 報告第13号の説明をいたします。議案書のページで申しますと、50ページです。今回は、改良届が2件です。 1-1は、周辺より一段低く水がたまりやすい為、盛り土をし、排水の改良を行うものです。 4-1は、現在、農地の一部分を畑として使用していることから、田の部分に水が流れ込み調整が困難であるため、盛り土をして全面を畑として使用するため改良を行うものです。報告第13号の説明は以上です。 |
| 日 笠 会 長 | はい、ありがとうございました。 これで議案は終わりましたが、皆さんの方から審議の必要な事はありますか。 |
| ＊ | ありません。 |
| 日 笠 会 長 | 無い様でしたら、事務局の方は何かありますか。 |
| 事務局 | ありません。 |
| 日 笠 会 長 | それでは、次回の定例会開催について、事務局お願いします。 |
| 事務局（津山） | 事務局から次回の定例会の日程等について連絡させていただきます。次回の11月の定例委員会ですが、11月10日金曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。繰り返し申し上げます。次回の11月の定例委員会ですが、11月10日金曜日午後1時30分より、市役所2階大会議室で行います。 次回の定例会におきましては、推進委員さんもお呼びし、利用状況調査から勧告に至るまでのプロセスについての研修と、勧告を行わなければならない農地の審議をする予定としております。また、併せて、今年度の意向調査についても、今の所対象農地はございませんが、あった場合は審議していただくようになると思いますので、よろしく申し上げます。 事務局からの連絡は、以上でございます。 |
| 太田会長代理 | ご審議お疲れ様でした。それでは閉会とします。ご苦労様でした。 |
| ＊ | お疲れ様でした。 |

(14:45終了)

上記会議のてん末を記載し、相違ないことを証するために確認し、署名捺印する。

会 長 日 笠 治 郎

署 名 委 員

署名委員 (印)

署名委員 (印)
